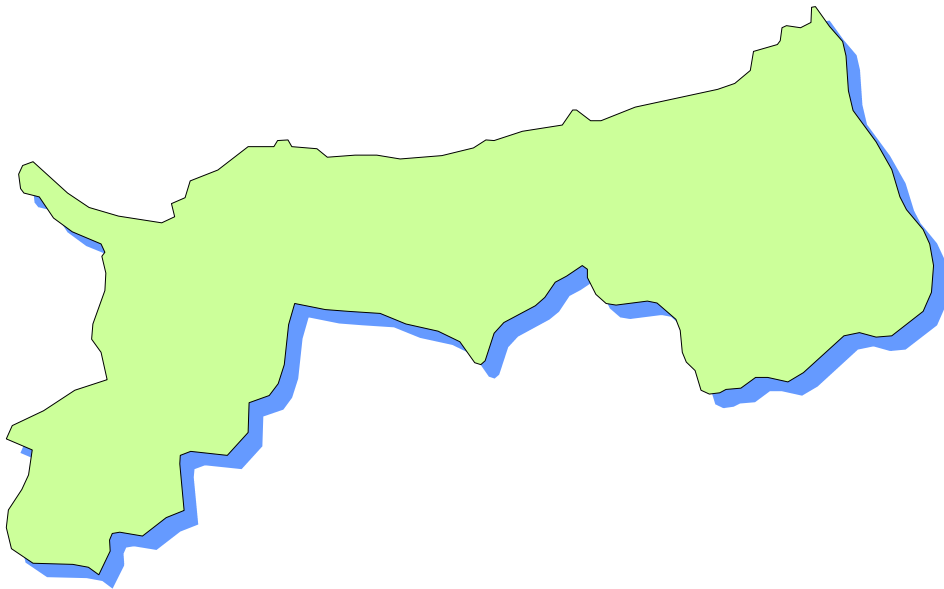


【平成17年4月14日修正版】

鳥取県危機管理対応指針



鳥 取 県

<http://www.pref.tottori.jp/>

目 次

1 総 則	-----	1
【想定される危機】	-----	4
2 平 素 の 準 備	-----	6
3 危機発生時の対策	-----	8
4 資 料 編	-----	1 4
4 - 1 情報伝達様式「危機事態発生情報」	-----	1 4
4 - 2 緊急連絡先一覧表	-----	1 5
県庁内各部局・市町村・消防・警察・関係機関		
災害拠点病院・医薬品等関係機関		
4 - 3 鳥取県における災害応援協定	-----	2 2
4 - 4 鳥取県危機管理委員会開催要綱	-----	2 3
4 - 5 鳥取県緊急対応チーム設置要綱	-----	2 5

1 総則

知事を頂点とする危機管理初動対処のためのシステム

1 - 1 指針の根拠

この指針は、災害対策基本法などの各種法令に基づく措置に関する鳥取県の運用基準とする。

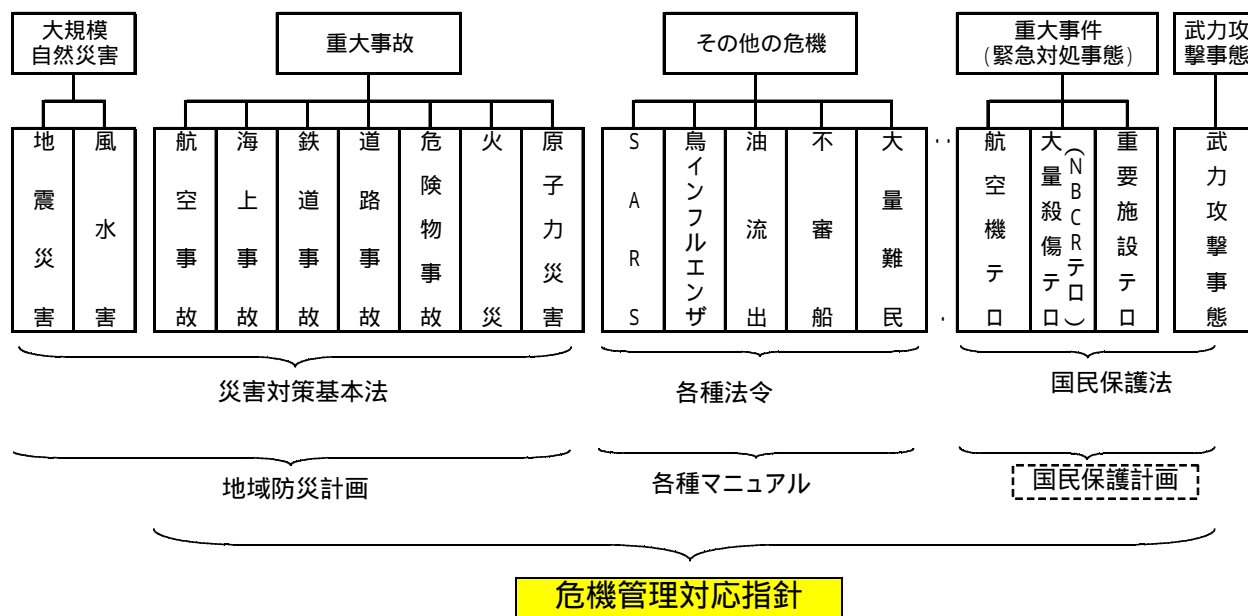
1 - 2 目的

この指針は、鳥取県における危機管理の基本を定め、危機発生時における迅速な初動体制の確立と総合的かつ的確な応急対策の実施により、県民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安全を確保することを目的とする。

1 - 3 対象とする危機の範囲

この指針における「危機」は、県民の生命、身体、財産に係わる所管が不明確な危機または複数の部局が関係する部局横断的な対応が必要とされる危機を対象とする。

所管が明確かつ当該部局で対応が可能な危機については、当該部局の責任で対応する。



・・・別表「想定される危機」

1 - 4 役割

(1) 部局長の役割

危機が発生し、または発生するおそれがある場合は、所管部局長は各種マニユ

アル等に基づき次の対処を行う。

危機の予防措置

初動対応を実施

関係市町村、関係機関、関係部局及び防災監への通報

(2) 防災監の役割

危機管理の総括

所管が不明確な危機、部局横断的な対応が必要とされる危機について、関係部局が行う対応について総合調整の実施

主たる対応部局に対する必要な支援の実施

1-5 県の危機管理体制

(1) 鳥取県危機管理委員会の開催、鳥取県緊急対応チームの招集

危機が発生し、または発生するおそれのある場合に、被害拡大の広汎性等（被害拡大のおそれ、社会的影響が大きい、極めて緊急な対応の必要性）に鑑み、部局横断的に迅速・的確に対応するため必要があると認めるときは、危機の事態レベル及び推移に応じ、知事を議長とする「鳥取県危機管理委員会」の開催、または防災監を議長とする「鳥取県緊急対応チーム」を招集する。

「鳥取県危機管理委員会」、「鳥取県緊急対応チーム」が所掌する業務は次のとおり。

情報の共有（収集、整理、分析）

対応方針の決定

対応部局の役割分担と連携要領の決定

対策本部等の設置の決定

広報活動に関すること

その他必要な事項

県対策本部等が設置された場合は、これに移行する。

	鳥取県危機管理委員会構成員	鳥取県緊急対応チーム構成員
議長	知事	防災監
副議長	副知事	
委員	出納長 防災監・総務部長・企画部長 文化観光局長・福祉保健部長 生活環境部長・商工労働部長 農林水産部長・県土整備部長 企業局長 病院事業管理者 教育委員会教育長 警察本部長	防災危機管理課長 危機管理担当参事 広報課長・企画振興課長 福祉保健課長・環境政策課長 農政課長・企画防災課長 教育委員会教育総務課長 総務課長 その他関係課長 警察本部警備第二課長その他関係課長

- ・・・資料編「鳥取県危機管理委員会開催要綱」
- ・・・資料編「鳥取県緊急対応チーム設置要綱」

(2) 危機管理担当参事の設置

県の危機管理体制を確立するため、次の職にある者を危機管理担当参事に指名し、防災危機管理課兼務または併任とする。

危機管理担当参事は、平素において防災危機管理課と連携し、県の危機管理体制の強化を推進する。

総務部	広報課長
企画部	企画振興課長
福祉保健部	福祉保健課長
生活環境部	環境政策課長
農林水産部	農政課長
県土整備部	企画防災課長
鳥取県教育委員会事務局教育総務課長	

(3) 情報集約センターの設置

防災監は、防災危機管理課において24時間体制の防災当直を実施し、「情報集約センター」として情報の集約及び伝達を実施する。

各部局等は、各種マニュアル等において、執務時間外における庁外からの危機情報の伝達先を防災危機管理課とする。

1-6 鳥取県地域防災計画、既存の各種マニュアル等との関係

この指針に基づく危機管理体制については、地域防災計画との整合性を確保したものとす。

また、この指針は危機管理の一般的な運用基準であり、既存の各種マニュアル、計画については指針の趣旨に反しない限り、指針に優先するものとす。

1-7 マニュアル等策定時等における防災監への協議

各部局が危機管理に関するマニュアル等を策定、改訂する場合は、防災監へ協議するものとす。

協議を受けた防災監は、関連する他のマニュアル等との整合性を図る等、県の危機管理対応の総合調整を行う。

1-8 指針の見直し

この指針は実践及び訓練を通じて随時見直し、修正する。

指針に関する意見は、防災危機管理課を通じて防災監へ提出すること。

別表

想定される危機

事態項目		主たる対応部局（建制順）		マニュアル等	
		部局	課	マニュアル等名	策定日（最新改訂日）
自然災害	地震・津波、風水害（含む高潮） 雪害、その他	防災局 県土整備部	防災危機管理課 企画防災課	地域防災計画	(16.3)
重大事故	航空・海上・鉄道等の大規模事故	防災局 企画部 農林水産部 県土整備部	防災危機管理課、消防課 交通政策課 水産課 空港港湾課、企画防災課	地域防災計画 鳥取空港災害対策緊急計画	16.3.23
	道路における大規模事故 (トンネル崩壊、車両事故等)	防災局 生活環境部 県土整備部	防災危機管理課、消防課 県民生活課 道路課、企画防災課	地域防災計画	(16.3)
	大規模な火災・爆発事故	防災局 農林水産部	防災危機管理課、消防課 森林保全課（林野火災の場合）	地域防災計画	(16.3)
	核・原子力関係事故	防災局 福祉保健部	防災危機管理課、消防課 医務薬事課（医療機関の場合）	地域防災計画	(16.3)
	危険物・ガス・毒劇物・火薬類の流出事故	防災局 福祉保健部	防災危機管理課、消防課 医務薬事課	健康危機管理マニュアル	14.4.1(16.9.13)
	ライフライン（電気・水道等）事故で重大な影響	防災局 生活環境部	防災危機管理課 食の安全推進課	水道水質管理計画 地震等における水道の応急対策行動指針	15.5 15.7
	自衛隊・在日米軍の航空機等の事故 (訓練を含む)	防災局 企画部 県土整備部 農林水産部	防災危機管理課 企画振興課、交通政策課 空港港湾課 水産課（水中爆破訓練の場合）	地域防災計画 (訓練の場合) 在日米軍演習通報	
	国内要人に関する事故	防災局	防災危機管理課で初動対応		
	大規模イベントの事故		主催の課		
	その他、死傷者多数事故		発生場所を所管する課		
重大事件	大規模な騒乱・暴動等	防災局	防災危機管理課		
	ハイジャック（航空機テロ）事件	防災局 県土整備部	防災危機管理課 空港港湾課、企画防災課	鳥取空港保安委員会 鳥取空港航空犯罪総合対策要領	45.9.14(16.4.1) 16.9.1
	社会的影響が大きい人質立てこもり事件	防災局	防災危機管理課 発生場所を所管する課		
	核・原子力関係事件	防災局	防災危機管理課、消防課	地域防災計画を準拠	

	テロリズム関係事件 (大量殺傷、重要施設)	防災局	防災危機管理課 発生場所を所管する課		
	ライフラインを対象とした事件で重大な影響	防災局 生活環境部	防災危機管理課 食の安全推進課	水道水質管理計画 地震等における水道の応急対策行動指針	15.5 15.7
	漁業トラブル(拿捕)	農林水産部	水産課	水産課危機管理マニュアル	14.4
	その他、社会的影響の大きい事故	防災局	防災危機管理課で初動対応		
	武力攻撃事態、予測事態	防災局	防災危機管理課	(鳥取県国民保護計画)	
	緊急処理事態	防災局	防災危機管理課	(鳥取県国民保護計画)	
そ の 他	不審船	防災局 農林水産部	防災危機管理課 水産課		
	大量難民	防災局 県土整備部	防災危機管理課 空港港湾課、河川課、企画防災課		
	大規模な油流出等の水質汚濁	防災局 生活環境部 農林水産部 県土整備部	防災危機管理課 環境政策課 水産課 河川課、空港港湾課、企画防災課	水質汚濁防止連絡協議会連絡表 山陰沖排出油防除協議会活動マニュアル	15.7.1
	悪性感染症	福祉保健部 生活環境部	福祉保健課、医務薬事課、健康対策課 環境政策課	感染症対応マニュアル 健康危機管理マニュアル SARS対応行動計画	11.7.1(15.12.22) 14.4.1(16.9.13) 15.4.25(15.12.22)
	食に関する事故・事件 (大規模食中毒(毒物混入を含む))	福祉保健部 生活環境部	福祉保健課、医務薬事課、健康対策課 環境政策課、県民生活課、食の安全推進課	食の安全対応マニュアル (食中毒対応マニュアル、食品衛生法違反食品対応 マニュアル、食品表示対応マニュアル、農薬取締法 違反対応マニュアル)	16.3.31
	家畜の伝染病	農林水産部 生活環境部	畜産課 県民生活課	BSE対策マニュアル 鳥インフルエンザ 初動対応総合マニュアル	14.5.8 16.3.15
	コイヘルペスウイルス病	農林水産部	水産課	コイヘルペスウイルス病監視・防疫マニュアル コイヘルペスウイルス病発生対応マニュアル	16.4.30 16.4.30
	野生動物による人的被害	生活環境部	環境政策課		
	学校関係	教育委員会		学校の危機管理対応について(参考指針)	15.8.27
	海岸漂着物	生活環境部	循環型社会推進課	海岸漂着廃棄物等処理要綱	
	海外(県外)において県民が関係した事故・事件	防災局 総務部	防災危機管理課 国際課	海外在留する鳥取県人が事件等に巻き込まれた場合 の対応計画	16.4.9(16.12.27)
	その他	防災局	防災危機管理課で初動対応		

2 平素の準備

方針

県は、平素から危機の発生に備えた諸準備を行うとともに、関係機関との連携を保持して初動体制を確立、維持しておく。

2 - 1 危機管理意識の高揚

職員一人ひとりが危機管理意識の高揚に努めるとともに、県民に対する啓発活動を行う。

2 - 2 情報連絡網の整備

情報連絡網は、初動時における第一報の伝達、職員の非常参集、市町村や関係機関との間の情報収集・伝達に不可欠なものであるため、確実に整備し、整備後も適宜、修正を行う。

また、報告（第一報）は、巧遅より拙速を旨とすることを認識しておく。

2 - 3 各部局における危機管理体制の整備

部局内で対応可能なレベルの危機の発生または発生のおそれへの備え、部局長を長とする危機管理体制を整備する。

また、応急対策を迅速かつ円滑に実施できるよう、以下の事項につき、防災危機管理課において事前に対策を講じておく。

県民向けに提供すべき安全情報の収集整理

各部局間における連携方策等の事前整備

危機管理に必要なデータベースの整備

各部局が策定する各種マニュアル等の整合性確保のための助言、指導

2 - 4 連絡責任者、非常参集要員の指定

各部局は、自らの部局が所管する危機について、連絡責任者を指定するとともに、部局内対応レベルから対策本部対応レベルまで各段階に応じて、夜間・休日も含めて迅速かつ的確に対応可能となる所要職員数が確保されるよう、部局内職員から非常参集要員を指定する。

2 - 5 市町村及び関係機関との連携の確保

各部局は、応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、市町村及び関係機関との連携について、地域防災計画等における既存の活動方策等も最大限活用しつつ、連携確保の取組みを進める。

2 - 6 物資、資機材の確保

必要な物資、資機材の計画的な整備に努め、定期的な点検と取扱いの習熟を行う。
また、物資の不足分、特殊な資機材については、関係機関等との協定等に基づき入手ルートを確保する。

2 - 7 訓練の実施

定期的な訓練の実施により、職員の危機管理意識の向上を図りつつ、本計画への習熟度を高めるとともに、訓練を通じてマニュアル等に基づく危機管理体制の実効性を検証する。検証結果は、マニュアル等の修正に反映させる。

3 危機発生時の対策

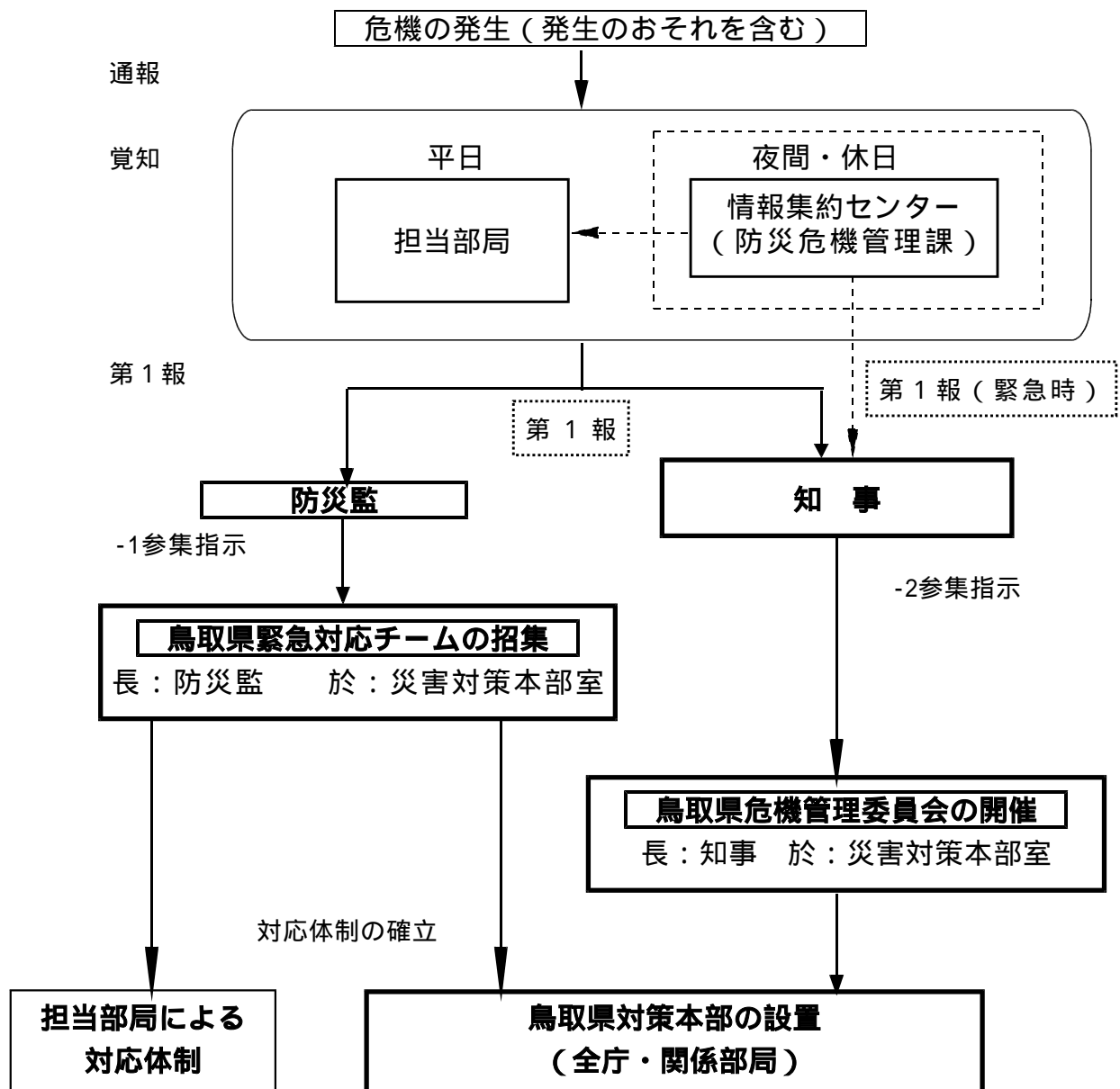
方針

県は危機を可能な限り早期に終息させ、県民の生命、身体、財産の安全や生活の安定を一刻も早く確保するために、

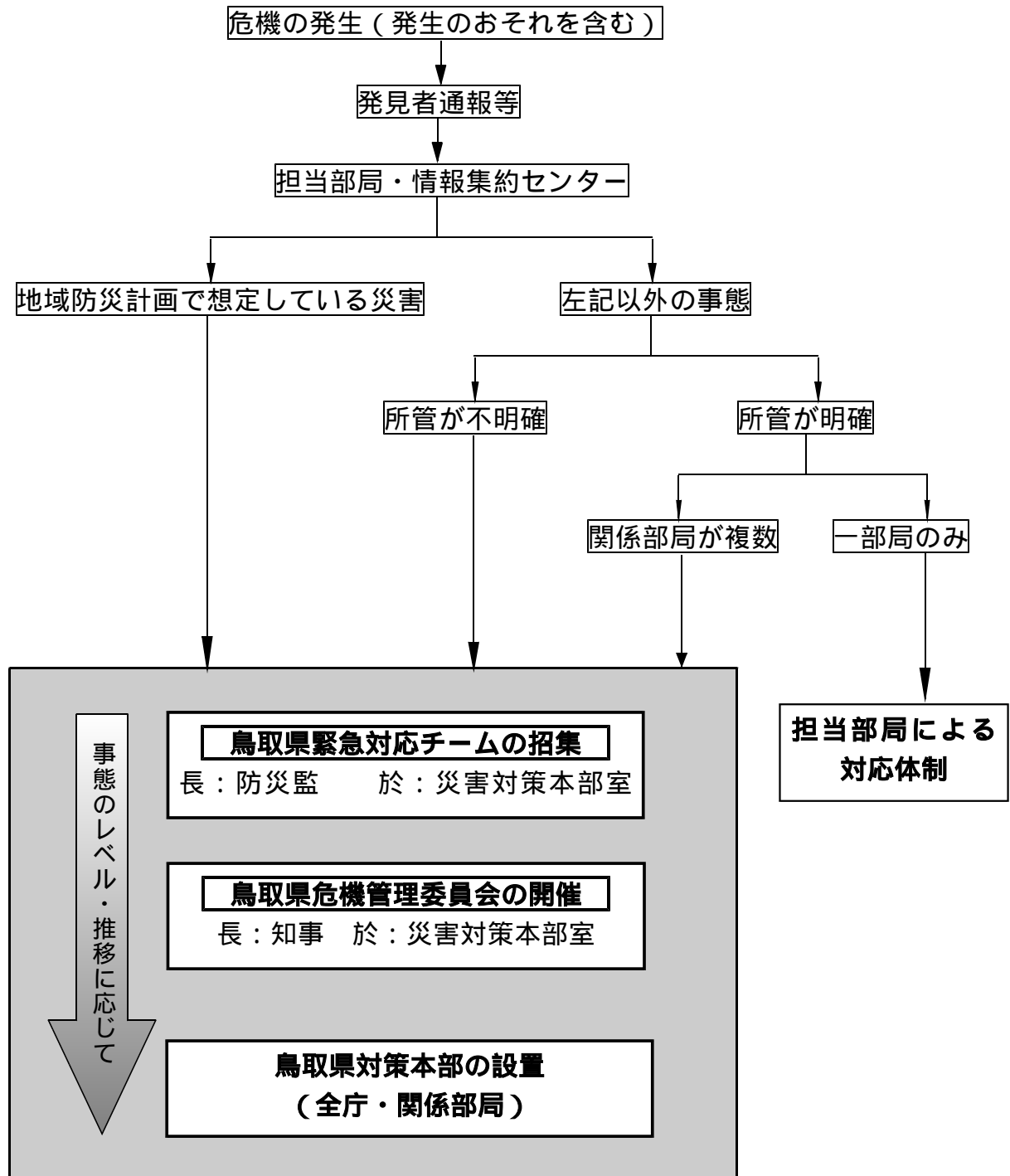
迅速な情報の収集・伝達・分析と初動対応を重視

市町村や関係機関と連携しつつ、部局横断的な各種対策を迅速かつ的確に実施

【基本的対応フロー図】



【事態別による対応フロー図】



3 - 1 初動時における情報連絡

(1) 情報連絡に当たっての留意点

危機という非常事態においては、断片情報をそのまま速報し、詳細は追加情報として続報で報告することが重要。

特に、初動体制確保に必要な第一報において、連絡者及び報告を受ける幹部は、この点に充分留意する。

(2) 所管が明確な場合における情報連絡

所管が明確な危機の第一報を入手した各部局長は、知事に速やかに報告し、初動体制に関する指示を仰ぐとともに、あらかじめ定められた情報連絡網によって、関係部局、関係機関及び防災監へ情報を伝達する。

(3) 所管が不明確な場合における情報連絡

防災監は、所管が不明確な危機発生情報を自ら入手した場合または他部局から情報の伝達を受けた場合は、知事に速やかに報告し、初動体制に関する指示を仰ぐとともに当該危機に対応する担当部局を指定する。

また、防災監は、関係部局、関係機関へ情報伝達する。

3 - 2 職員の非常参集

あらかじめ指定された連絡担当者は危機発生時の連絡を受理した場合、非常参集要員へ速やかに連絡し初動体制を整える。

所管が不明確な危機の場合でも、自部局の関連性、波及性を的確に判断し、事態を大きくとらえて対応する。

また、危機の発生を覚知した職員は、進んで所属へ連絡を取り、指示に従って待機または参集する。

3 - 3 鳥取県危機管理委員会の開催、鳥取県緊急対応チームの招集

所管が不明確な事態、あるいは所管が明確であっても部局横断的な対応が必要とされる事態が発生し、または発生するおそれがある場合は、危機のレベルまたは推移に応じて、鳥取県危機管理委員会（議長：知事）を開催または鳥取県緊急対応チーム（議長：防災監）を招集する。

ここで、関係部局がこれまでの情報の共有と今後の対応方針等を決定し、事態に対処する。

3 - 4 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集

あらかじめ定められたルート・方法または事態に応じたルート・方法で情報を収集する。

なお、必要な情報の未収集及び情報の錯綜を防止するとともに、情報の精度をより高めるため、情報項目を網羅した様式等により情報収集に努める。

情報集約項目の概要	
1 危機の概要等	危機の種別、概要 発生日時、場所 生命、身体、財産への被害の状況と拡大のおそれ 県民生活への影響の拡大状況（生活、交通等）
2 救急・救助・医療活動状況	消防、警察等関係機関の体制と活動状況 死傷者の人数、負傷程度、搬送先、住所・氏名・年齢等 搬送、医療体制の充足状況 広域応援の必要性
3 二次被害防止対策	住民等の避難の必要性の判断と避難の実施状況 危険・警戒区域（避難区域）の設定状況 県民生活への間接的な影響状況とその対策
4 終息、復旧見通し	避難の終了 交通の迂回路、代替手段、復旧 その他県民生活への影響の終息

（２）情報の伝達

収集した被害情報及び対策本部等の応急対策の実施状況等は、必要に応じて、県地方機関や市町村、消防局、警察等の関係機関にフィードバックし、応急対策の実施に当たっての連携に資する。

また、報道機関等を通じて、県民に必要な情報を周知する。

（３）災害対策用既存ハードの活用

情報の収集・伝達に当たっては、防災行政無線や災害時優先電話、ヘリからの画像情報提供システムなど、災害対策における既存ハードを最大限活用する。

3 - 5 広報活動

(1) 広報一般

県民の安全や安心を確保するため、危機の状況、講じた対策、安全に関する情報等について、県民に対して、迅速・的確かつ適時・適切な広報活動を実施する。

広報は、

担当部局が明確な場合は、当該担当部局

担当部局が不明確な場合は、防災局または指定された部局

に一元化する。その際、広報課と連携すること。

(2) 臨時相談窓口の開設

担当部局は、県民からの電話、電子メール、直接来庁による相談、問い合わせに対応するため、必要に応じて当該危機に対する臨時相談・問い合わせ窓口を開設する。

(3) 安否情報の問い合わせに対する対応

安否に関する問い合わせについては、上記相談窓口でも可能な限り対応を行うが、NTT西日本による災害用伝言ダイヤル(☎171)またはNTTドコモによるiモード災害用伝言板サービスが開設された場合には、これらによる確認を推奨する。

3 - 6 救急・救助、医療活動

別にマニュアル等が制定されている危機については、これに従って活動を行い、別にマニュアル等が制定されていない危機については地域防災計画(風水害等対策編)「消防活動計画」及び「医療(助産)救護計画」に準拠して実施する。

3 - 7 避難活動

危機の発生のおそれがある、または、現に危機が発生し、住民が避難する必要がある場合には、各種法令に定める避難指示権者が迅速に避難指示を発し、関係機関が連携して的確に避難誘導を行い、住民の安全を確保する。

別にマニュアル等が制定されている危機については、これに従って活動を行い、別にマニュアルが制定されていない危機については地域防災計画(風水害等対策編)「避難計画」に準拠して実施する。

3 - 8 応援要請

県は、各種対応について、市町村等からの要請等があった場合、必要に応じて、自衛隊、緊急消防援助隊等の派遣要請を行う。

また、「中国5県災害時相互応援協定」等定められた応援協定に基づき、必要に

応じて、他県、関係業者等に対し応援要請を行う。

・・・資料編「鳥取県における災害応援協定」

3 - 9 緊急輸送

危機発生時の各種対応を実施するうえで、人員、物資の緊急輸送は重要である。地域防災計画（風水害対策編）「輸送計画」に準拠して実施する。

3 - 10 災害時要援護者の支援

危機発生時において、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、外国人等災害時要援護者の安全確保のため、格段の配慮を行いながら各種応急対策または広報活動を実施する。

地域防災計画（風水害対策編）「災害弱者 対策の強化」に準拠して実施する。

現行の地域防災計画では「災害弱者」の用語を使用しているが、「災害時要援護者」に修正作業中

4 資料編

4 - 1 情報伝達様式

事態名： _____		報告日時		_____		
_____		機関名		_____		
(報)		報告者名(電話)		_____		
事 態 の 概 要	発生場所	_____			発生日時	_____
	なにが、どのように、どうした(なぜ)					
被 害 状 況	人的 被害	死者 名	_____		物的 被害	_____
		傷者 名(うち重傷 名)	_____			
		不明者 名	_____			
	その他 (影響)	_____				
応 急 対 策 の 状 況	【救急活動】					
	活動体制					
	搬送先					
	応援の必要性					
の 状 況	【二次災害または被害拡大防止措置等】					
	危機対象物(事態)の状況					
	警戒区域の設定状況					
	避難の必要性、避難状況					
その他	_____					

4 - 2 緊急連絡先一覧表

平成17年3月1日現在

1 県庁内各部署緊急連絡先一覧表

区分		卓上(0857-26-)	ファクシミリ(0857-)	自宅電話	携帯電話
知事		7000	(秘書)26-8123		
副知事		7001	(秘書)26-8123		
出納長		7002	(会計管理室)26-8147		
防災局	防災監	7587	26-8137		
	防災危機管理課長	7064	26-8137		
	消防課長	7062	26-8139		
危機管理担当参事	総務部広報課長	7020	29-6621		
	企画部企画振興課長	7093	26-7127		
	福祉保健部福祉保健課長	7137	26-8116		
	生活環境部環境政策課長	7196	22-4240		
	農林水産部農政課長	7253	26-8115		
	県土整備部企画防災課長	7407	24-7460		
	教育委員会教育総務課長	7504	27-3279		
その他	総務部総務課長	7018	26-8111		
	商工労働部経済政策課長	7212	26-8117		
	出納局会計管理室長	7422	26-8147		
	企業局総務課長	7441	22-6568		
	病院局総務課長	7768	26-8135		
	県議会事務局総務課長	7457	26-7461		

2 市町村緊急連絡先一覧表

市町村別	担当課	執務時間内		執務時間外		防災行政 無 線
		電話	ファクシミリ	電話	ファクシミリ	
鳥取市	危機管理課	0857-20-3118(直)	0857-20-3040(総務)	0857-22-8111(代)	0857-20-3040(宿直対応)	34118
米子市	総務課 危機管理室	0859-23-5331(直)	0859-23-5390(総務)	0859-22-7111(代)	0859-34-0099(宿直室)	37128
倉吉市	総務課	0858-22-8162(直)	0858-22-1087(総務)	0858-22-8111(代)	0858-22-1087(総務)	36138
境港市	環境防災課	0859-47-1070(直)	0859-44-3001(総務)	0859-44-2111(代)	0859-44-3001(総務)	37148
岩美町	総務課	0857-73-1411(直)	0857-73-1569(総務)	0857-73-1411(代)	0857-73-1569(総務)	34168
八頭町	総務課	0858-76-0201(代)	0858-73-0147(代)	0858-76-0201(代)	0858-73-0147(代)	35188
若桜町	総務課	0858-82-2211(直)	0858-82-0134(総務)	0858-82-2211(代)	0858-82-0134(総務)	35238
智頭町	総務課	0858-75-4111(直)	0858-75-1193(総務)	0858-75-4111(代)	0858-75-1193(総務)	35268
湯梨浜町	総務課	0858-35-3113(代)	0858-35-3697(代)	0858-35-3111(代)	0858-35-3697(代)	36318
三朝町	総務課	0858-43-1111(代)	0858-43-0647(総務)	0858-43-1111(代)	0858-43-0647(総務)	36348
北条町	総務課	0858-36-3111(代兼直)	0858-36-4595(代)	0858-36-3111(代)	0858-36-4595(代)	36368
大栄町	総務課	0858-37-3111(代)	0858-37-5339(代)	0858-37-3111(代)	0858-37-5339(代)	36370
琴浦町	総務課	0858-52-1700(直)	0858-49-0000(総務)	0858-52-2111(代)	0858-49-0000(総務)	36388
南部町	総務課	0859-66-3112(直)	0859-66-4426(代)	0859-66-3111(代)	0859-66-4426(代)	38418
伯耆町	総務課	0859-68-4211(代)	0859-68-3866(総務)	0859-68-3111(代)	0859-68-3866(総務)	38438
日吉津村	総務課	0859-27-0211(代)	0859-27-0903(総務)	0859-27-0211(代)	0859-27-0903(総務)	38448
大山町	総務課	0859-54-5201(直)	0859-54-2702(総務)	0859-53-3311(代)	0859-54-2702(総務)	37478
日南町	自治振興課	0859-82-1114(直)	0859-82-1478(代)	0859-82-1111(代)	0859-82-1478(代)	38498
日野町	総務企画課	0859-72-0331(代兼直)	0859-72-1484(総務)	0859-72-0331(代)	0859-72-1484(総務)	38518
江府町	総務課	0859-75-2211(代)	0859-75-2389(総務)	0859-75-2211(代)	0859-75-2389(総務)	38528

凡例 直・直通 (代)・代表 代兼直・代表兼直通

注 執務時間外のNTTファックスは、大部分の市町村が、電話連絡による受信確認が必要

3 消防			
消防署名	電話	ファクシミリ	備考
東部消防局	0857-23-2301	0857-26-9404	衛星系防災行政無線電話 17-5510-260 " FAX 17-5510-19
鳥取消防署	0857-29-6891	0857-26-9407	
湖山消防署	0857-28-4321	0857-28-4493	
岩美消防署	0857-73-1221	0857-72-0048	
八頭消防署	0858-85-1211	0858-85-1699	
気高消防署	0857-82-2211	0857-82-2479	
中部消防局	0858-26-2123	0858-26-7186	衛星系防災行政無線電話 17-5520-60 " FAX 17-5520-19
倉吉消防署	0858-26-2122	0858-26-2120	
西倉吉消防署	0858-28-2110	0858-28-4568	
羽合消防署	0858-35-2713	0858-35-2714	
東伯消防署	0858-52-3346	0858-52-3347	
西部消防局	0859-35-1962	0859-35-1964	衛星系防災行政無線電話 17-5530-60 " FAX 17-5530-19
米子消防署	0859-39-0251	0859-39-0252	
境港消防署	0859-47-0119	0859-47-0031	
大山消防署	0859-39-5002	0859-39-5003	
江府消防署	0859-77-2001	0859-77-2002	
4 警察			
警察署名	電話(ファクシミリ同じ、要切替)	管轄区域	
警察本部	0857-23-0110(代)		
鳥取警察署	0857-21-0110(代)	鳥取市の一部(旧鳥取市・旧国府町・旧福部村)・岩美町	
郡家警察署	0858-72-0110(代)	八頭町・若桜町	
智頭警察署	0858-75-0110(代)	鳥取市の一部(旧河原町・旧用瀬町・旧佐治村)・智頭町	
浜村警察署	0857-82-0110(代)	鳥取市の一部(旧気高町・旧鹿野町・旧青谷町)	
倉吉警察署	0858-26-7110(代)	倉吉市・湯梨浜町・北条町・大栄町・三朝町	
八橋警察署	0858-49-0110(代)	琴浦町・大山町	
米子警察署	0859-33-0110(代)	米子市・南部町・日吉津村	
境港警察署	0859-44-0110(代)	境港市	
黒坂警察署	0859-74-0110(代)	伯耆町・江府町・日野町・日南町	

5 関係機関連絡先一覧表

区 分		電話	ファクシミリ	備考		
消防	東部消防局	0857-23-2301	0857-26-9404	衛星系防災無線電話17-5510-260 FAX17-5510-19		
	中部消防局	0858-26-2123	0858-26-7186	衛星系防災無線電話17-5520-60 FAX17-5520-19		
	西部消防局	0859-35-1962	0859-35-1964	衛星系防災無線電話17-5530-60 FAX 17-5530-19		
警察	警察本部警備第二課	0857-23-0110(内線5773)	左同(内線5769)			
自衛隊	陸上自衛隊第8普通科連隊第3科	0859-29-2161	左同	衛星系防災無線電話17-5600-11 FAX17-5600-19 当直室衛星系防災無線電話17-5600-12		
	航空自衛隊第三輸送航空隊	0859-45-0211	左同			
	海上自衛隊舞鶴総監部第三幕僚室	0773-62-2250	0773-64-3609			
	鳥取地方連絡部総務課	0857-23-2251	0857-23-2253			
海保	第八管区海上保安本部(舞鶴)	0773-76-4100	0773-78-2375			
	境海上保安部警備救難課	0859-42-2531・2532	左同			
	鳥取海上保安署(鳥取市港町)	0857-32-0118	0857-37-3117			
気象	鳥取地方気象台	0857-29-1312	0857-29-3212			
ライフライン	中国電力(株)鳥取支社	0857-22-4583	0857-67-3016	地上系防災無線34840		
	鳥取ガス(株)	0857-28-8811	0857-28-8800			
	米子ガス(株)	0859-23-0111	0859-23-0118			
	(社)鳥取県エルピーガス協会	0857-22-3319	0857-27-8189			
交通	JR西日本米子支社	運輸指令	0859-32-8062		地上系防災無線37920(工務)	
		総務企画室	0859-32-0255	0859-32-8028		
	智頭急行(株)	総務部	0857-39-8910	0857-39-8911		
		運輸部	0858-75-2595			
	若桜鉄道(株)	総務部	0858-82-0919	0858-82-0045	地上系防災無線35860	
	日ノ丸自動車(株)	鳥取	0857-22-5155	0857-22-5169	地上系防災無線34810	
		倉吉	0858-26-4111			
		米子	0859-32-2123			
	日本交通(株)	鳥取	0857-23-1122	0857-22-7307	地上系防災無線34820	
		倉吉	0858-26-1115			
		米子	0859-33-9116			
	日本通運(株)	0857-28-4164	0857-28-3342			
	日ノ丸西濃運輸(株)	0857-31-6834	0857-31-3051			
	因伯通運(株)	0857-53-5000	0857-53-5550			
	(社)鳥取県バス協会	0857-22-2724	0857-22-2726			
	(社)鳥取県トラック協会	0857-22-2694	0857-27-7051			
	国土交通省鳥取河川国道事務所	0857-22-8435	0857-23-5844			
	鳥取空港管理事務所	0857-28-1150	0857-28-4244			
	国土交通省美保空港事務所	0859-45-6111	0859-47-2050	地上系防災無線37890		
	米子空港ビル	0859-45-6121	0859-45-6124			
医療	(社)鳥取県医師会	0857-27-5566	0857-29-1578			
	(社)鳥取県看護協会	0857-29-8100	0857-29-8102			
	(社)鳥取県薬剤師会	0857-27-6161	0857-27-5084			
	(社)鳥取県歯科医師会	0857-23-2621	0857-23-5584			
	日本赤十字社鳥取県支部	0857-22-4466	0857-29-3090			
報道	日本放送協会鳥取放送局	0857-29-9214	0857-29-9220	地上系防災無線34780		
	(株)新日本海新聞社	0857-21-2870	0857-24-5133			
	日本海テレビジョン放送(株)	0857-27-2178	0857-27-2193	地上系防災無線34790		
	(株)山陰放送	0859-39-0065	0859-39-0066	地上系防災無線37910		
	(株)山陰中央新報社鳥取本社	0857-39-1188	0857-37-1189			
	山陰中央テレビジョン放送(株)鳥取総局	0857-24-2211	0857-27-7257	地上系防災無線38940		
	(株)エフエム山陰	0852-27-5111	0852-27-2980	地上系防災無線38950		
	(株)鳥取テレビピア	0857-22-6111	0857-22-1456			
	日本海ケーブルネットワーク(株)	0857-21-2255	0857-21-2253			
	(株)中海テレビ放送	0859-29-2211	0859-29-7911			
	東伯地区有線放送(株)	0858-53-2565	0858-53-2791			
(株)ケーブルビジョン東ほうき	0858-35-4988	0858-35-4605				
救援	全国農業協同組合連合会鳥取県支部	0857-27-2713	0857-27-2860			
	(社)鳥取県警備協会	0857-29-4399	0857-29-3672			
	鳥取県石油商業組合	0859-32-6655	0859-32-6657			
	(社)鳥取県建設業協会	0857-24-2281	0857-24-2283			
	(社)鳥取県建築士会	0857-21-7280				

6 災害拠点病院等一覧表

	病院名	所在地	電話	ファックス
災害 拠点 病院	鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	0857-26-2271	0857-29-3227
	鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117	0857-24-8111	0857-22-7903
	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	0858-22-8181	0858-22-1350
	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	0859-33-1111	0859-34-8207
重 点 医 療 機 関	鳥取市立病院	鳥取市の場1-1	0857-37-1522	0857-37-1553
	鹿野温泉病院	鳥取市鹿野町今市242	0857-84-2311	0857-84-3287
	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町252	0857-24-7251	0857-26-1393
	岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町浦富652	0857-73-1421	0857-73-0028
	国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町智頭1875	0858-75-3211	0858-75-3211
	医療法人財団共済会 清水病院	倉吉市宮川町129	0858-22-6161	0858-22-3030
	医療法人里仁会 北岡病院	倉吉市明治町1031-5	0858-22-3176	0858-22-7299
	医療法人十字会 野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1	0858-22-6231	0858-22-6843
	医療法人清和会 垣田病院	倉吉市上井302-1	0858-26-5211	0858-26-6724
	医療法人専仁会 信生病院	倉吉市清谷町1-286	0858-26-7773	0858-26-7753
	特定医療法人仁厚会 藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1	0858-26-2111	0858-26-4794
	国立米子病院	米子市車尾1293-1	0859-33-7111	0859-34-1580
	南部町国民健康保険 西伯病院	西伯郡南部町倭397	0859-66-2211	0859-66-4012
	山陰労災病院	米子市皆生新田1-8-1	0859-33-8181	0859-22-9651
	医療法人同愛会 博愛病院	米子市両三柳1880	0859-29-1100	0859-29-6322
	医療法人育成会 高島病院	米子市西町6	0859-32-7711	0859-23-3863
	新田外科胃腸科病院	米子市中島392-7	0859-33-1100	0859-33-1159
	米子ハートクリニック	米子市彦名町1480-3	0859-30-0609	
	鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町44	0859-42-3161	0859-42-3165
	医療法人 元町病院	境港市元町1894	0859-44-0101	0859-44-5623
キマチ・リハビリテーション医院	西伯郡名和町富長755-5	0859-54-3251	0859-54-2977	
医療法人厚生会 米子中海病院	米子市彦名町1250	0859-24-1501	0859-24-1502	
日野病院	日野郡日野町野田332	0859-72-2702	0859-72-0089	
日南町国民健康保険 日南病院	日野郡日南町生山511-7	0859-82-1235	0859-82-1341	

注： 「災害拠点病院」とは、阪神・淡路大震災を契機として、被災地の医療確保、被災地への医療支援を目的として整備。 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能 広域搬送への対応機能 自己完結型の医療救護チームの派遣機能 地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能 の各機能を有している。

「重点医療機関」とは、ICU等を有する医療機関、救急告示医療機関、救急輪番制参加医療機関。

7 主要な医薬品・医療用具関係機関

区分	名称	所在地	電話	ファクシミリ
団体	(社)鳥取県薬種商協会	八頭郡船岡町船岡355-3	0858-72-0183	0858-72-0183
	鳥取県医薬品卸業協会(主)	米子市旗ヶ崎2320	0859-24-1882	0859-24-1276
	〃(副)	米子市東福原4-21-45	0859-33-2331	0859-39-0707
医薬(卸)	(株)エバルス鳥取支店	鳥取市布勢103-2	0857-31-1300	0857-38-9055
	(株)サンキ鳥取営業所	鳥取市岩吉149-1	0857-31-4121	0857-31-4131
	オオモリ薬品中国(株)鳥取営業所	鳥取市商栄町203-20	0857-23-2241	0857-23-2326
	成和産業(株)鳥取営業所	鳥取市千代水1-1-6	0857-23-3691	0857-26-5873
	常盤薬品(株)鳥取営業所	鳥取市徳吉268-1	0857-29-7588	0857-29-7581
	(株)エバルス倉吉支店	倉吉市八屋158	0858-26-0411	0858-48-1055
	(株)サンキ倉吉営業所	倉吉市広栄町963-9	0858-22-6151	0858-22-6153
	オオモリ薬品中国(株)倉吉営業所	倉吉市米田町841-1	0858-22-7350	0858-22-8687
	成和産業(株)倉吉営業所	倉吉市駄経寺227-6	0858-22-4445	0858-22-4449
	(株)エバルス米子支店	米子市東福原4-21-45	0859-33-2331	0859-39-0707
	(株)サンキ米子営業所	米子市旗ヶ崎2320	0859-24-1881	0859-24-1276
	オオモリ薬品中国(株)米子営業所	米子市両三柳2900-7	0859-32-2211	0859-34-4597
	成和産業(株)米子営業所	米子市上福原1315-5	0859-33-6420	0859-32-3350
	常盤薬品(株)米子営業所	米子市両三柳2371-8	0859-34-6651	0859-34-6652
医療用具	三栄カルディオ山陰販売(株)	鳥取市秋里1356	0857-26-6771	0857-26-6772
	(有)山陰メディカルサービス	鳥取市吉成南町1-29-9	0857-53-2090	0857-53-2429
	小西医療器(株)鳥取営業所	鳥取市千代水4-53	0857-28-7107	0857-28-7109
	鳥取医療器(株)	鳥取市西品治815-8	0857-23-1741	0857-27-7082
	(株)ジェイ・エム・エス鳥取営業所	鳥取市青葉町3-131	0857-23-4068	0857-27-5068
	三栄カルディオ山陰販売(株)米子営業所	米子市大谷町76-16	0859-38-1777	0859-38-1733
	小西医療器(株)米子営業所	米子市旗ヶ崎2219	0859-33-4671	0859-33-4744
	新鋭工業(株)山陰支店	米子市皆生温泉2-20-27	0859-34-5675	0859-34-5708
	新光医療器(株)	米子市西町149	0859-33-6231	0859-33-7930
	日本光電中四国(株)東中国支社米子営業所	米子市上福原4-2-17	0859-33-3541	0859-22-3500
	フクダ電子岡山販売(株)米子営業所	米子市旗ヶ崎7-17-5	0859-29-9116	
血製液剤	鳥取県赤十字血液センター	鳥取市江津370	0857-24-8101	0857-22-1719
	〃西部出張所	米子市西町36-1	0859-34-8158	
医療用ガス	山陰酸素工業(株)鳥取支店	鳥取市叶108-1	0857-53-2021	0857-53-3893
	(株)相互物産	鳥取市千代水4-99	0857-28-7200	0857-28-7951
	フクダライフテック中国(株)鳥取出張所	鳥取市千代水1-133	0857-29-5563	0857-29-5324
	日ノ丸産業(株)瓦斯鳥取営業所	鳥取市五反田町1	0857-28-3131	0857-28-0824
	伊藤忠エクスホームライフ中国(株)山陰支店	倉吉市上井町1-60-2	0858-26-2421	0525-26-2431
	日ノ丸産業(株)倉吉瓦斯事業所	倉吉市不入岡39-1	0858-22-5236	0858-22-4090
	山陰酸素工業(株)倉吉支店	倉吉市清谷2-130	0858-26-3521	0858-26-5173
	山陰酸素工業(株)米子支店	米子市旗ヶ崎2201	0859-22-9221	0859-22-5797
	日ノ丸産業(株)米子営業所	米子市米原2-4-15	0859-22-6117	0859-34-1222
	水島アセチレン工業(株)米子営業所	米子市大篠津町3029-3	0859-25-1611	0859-25-1613
	岩谷瓦斯(株)米子工場	米子市夜見町3079	0859-29-0838	0859-29-3092
	フクダライフテック中国(株)米子営業所	米子市旗ヶ崎7-1-7	0859-24-3228	0859-24-3278

8 衛星携帯電話番号一覧表

平成15年12月12日現在

1 県の機関

部・機関名	所属名	台数	電話番号	備考
防災局	防災危機管理課	3	090 - 7993 - 5878 ~ 80	災害時緊急支援チーム用
		2	090 - 5370 - 0451 ~ 2	原子力災害対策用(国との連絡)
		1	090 - 5370 - 0453	原子力災害対策用 (中部総合事務所福祉保健局に配備)
		1	090 - 5370 - 0454	" (中部消防局倉吉消防署に配備)
		1	090 - 5370 - 0545	" (三朝町役場に配備)
		4	090 - 5379 - 7315 ~ 8	" データ転送用 (モニタリングカーに固定、日本交通倉吉営業所に配備)
福祉保健部	医務薬事課	1	090 - 5267 - 2492	
	東部福祉保健局	1	090 - 7999 - 4201	
	東部福祉保健局八頭支局	1	090 - 7999 - 4202	
	中部総合事務所福祉保健局	1	090 - 7999 - 4203	
	西部福祉保健局	1	090 - 7999 - 4205	
	日野総合事務所福祉保健局	1	090 - 7999 - 4204	
病院局	中央病院	1	090 - 9063 - 1913	
	厚生病院	1	090 - 4575 - 9078	
県土整備部	災害対策車	1	090 - 7772 - 5758	FAX兼用
	鳥取地方県土整備局	1	080 - 1921 - 5147	
	八頭地方県土整備局	1	080 - 1921 - 5143	
	中部総合事務所県土整備局	1	080 - 1921 - 5146	
	西部総合事務所県土整備局	1	080 - 1921 - 5145	
	日野総合事務所県土整備局	1	080 - 1921 - 5144	

2 防災関係機関

分類	機関名	台数	電話番号	備考
医師会	鳥取県医師会	1	090 - 9504 - 3822	
	東部医師会	1	090 - 9063 - 4299	
	中部医師会	1	090 - 9063 - 0875	
	西部医師会	1	090 - 9506 - 8063	
災害拠点病院	県立中央病院	1	090 - 9063 - 1913	
	鳥取赤十字病院	1	090 - 4573 - 6800	
	県立厚生病院	1	090 - 4575 - 9078	
	鳥取大学医学部附属病院	1	090 - 5266 - 6806	
重点医療機関	日南病院	1	090 - 1687 - 7244	
	済生会境港総合病院	1	090 - 8997 - 8223	
その他医療機関	鳥取市立病院	1	090 - 7139 - 8015	
	鳥取生協病院	1	090 - 1686 - 1026	
	博愛病院(米子市)	1	090 - 5268 - 6602	
	高島病院(米子市)	1	090 - 7124 - 8002	
	清水病院(倉吉市)	1	090 - 4695 - 2444	
	野島病院(倉吉市)	1	090 - 2294 - 6652	
	垣田病院(倉吉市)	1	090 - 4698 - 4666	
	北岡病院(倉吉市)	1	090 - 9501 - 7570	
	元町病院(境港市)	1	090 - 7125 - 0190	
	岩美病院(岩美町)	1	090 - 2290 - 9732	
	西伯病院(南部町)	1	090 - 7779 - 1649	
	日野病院(日野町)	1	090 - 7899 - 9540	

4 - 3 鳥取県における災害応援協定

平成17年1月1日現在

名 称	相 手 先	締結年月日
災害時の相互応援に関する協定書	鳥根県、岡山県、広島県、山口県	平成7年7月13日
中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定書	鳥根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成7年12月5日
災害時の相互応援に関する協定書	県内の全市町村	平成8年3月29日
災害時の相互応援に関する協定書	兵庫県	平成8年5月31日
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書	全国知事会、各ブロック知事会	平成8年7月18日
緊急・救援輸送に関する協定書	鳥取県トラック協会	平成9年1月10日
災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しに関する協定書	中国四国農政局鳥取農政事務所	平成16年8月1日 (毎年更新)
災害時等における報道要請に関する協定	テレビ朝日、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日経新聞、中国新聞、共同通信、時事通信	平成9年4月28日
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	プレハブ建築協会	平成9年5月8日
災害時における交通誘導及び安全確保等の業務に関する協定	(社)鳥取県警備業協会	平成10年5月1日
大規模災害時の救護に関する覚書について	中国地方建設局、鳥根県、岡山県、広島県、山口県	平成11年3月18日
防災体制及び県政情報の提供等に関する鳥取県内郵便局と鳥取県の協力に係る協定書	鳥取県内郵便局	平成11年10月22日
災害時における生活関連物資の調達に関する協定	県内大規模小売店舗事業者、弁当調製事業者(県内)、農業協同組合、鳥取県生活協同組合、避難関係用品製造販売業者(県外)、県内パン・飲料水製造販売業者、ブルーシート・パンの県外製造販売業者、県石油商業組合、県埋葬業協同組合	平成12年6月30日 平成13年12月4日
災害時における緊急用LPガスの調達に関する協定書	(社)鳥取県エルピーガス協会	平成13年1月24日
災害時における応急対策業務に関する基本協定書	(社)鳥取県建設業協会	平成13年2月2日
災害映像情報の交換に関する協定書	鳥取県警察本部	平成13年3月16日
地震被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定書	(社)鳥取県建築士会	平成14年3月15日
ヘリテレ映像情報の提供に関する協定書	日本放送協会鳥取放送局、日本海テレビジョン放送(株)、(株)山陰放送	平成14年5月22日
災害時における農業協同組合保有施設等の使用に関する協定書	鳥取いなば農協、鳥取中央農協、東伯町農協、鳥取西部農協	平成15年8月21日
災害対策における鳥取県・徳島県相互応援協定	徳島県	平成16年3月17日

参考

災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定書	鳥取県企業局長、西部(東部)地区市町村長 と社団法人鳥取県管工事業協会西部(東部)支部長	(西部)平成13年12月4日 (東部)平成16年3月25日
-----------------------------------	--	----------------------------------

4 - 4 鳥取県危機管理委員会開催要綱

(目的)

第1条 県民の生命、身体等に重大な被害が生じ、または生じるおそれのある緊急事態に対し、県が迅速かつ的確に対処するために、鳥取県危機管理委員会(以下「危機管理委員会」という。)を開催する。

(対象事案)

第2条 前条に規定する事案は、県民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 所管が不明確なもの
- 二 所管が明確であっても、複数の部局に関連又は波及するもの
- 三 全庁的に迅速な対応が求められるもの

(所掌事務)

第3条 危機管理委員会の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

- 一 情報の共有化と対応方針に関すること
- 二 対応部局等の役割分担と連携等に関すること
- 三 対策本部等の設置の決定に関すること
- 四 関係機関との連携に関すること
- 五 広報活動に関すること
- 六 その他、事案対処に関して必要な事項に関すること

(組織)

第4条 危機管理委員会は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、知事をもって充てる。
- 3 副議長は、副知事をもって充て、議長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(開催)

第5条 危機管理委員会は、議長が招集して開催し、これを主宰する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、前条第1項に規定する者以外の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 危機管理委員会の事務局は、防災危機管理課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、危機管理委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月10日から施行する。

別表（第4条関係）

出納長
防災監
総務部長
企画部長
文化観光局長
福祉保健部長
生活環境部長
商工労働部長
農林水産部長
県土整備部長
鳥取県企業局長
鳥取県病院事業管理者
鳥取県教育委員会教育長
警察本部長

4 - 5 鳥取県緊急対応チーム設置要綱

(目的)

第1条 県民の生命、身体等に相当な被害が生じ、または生じるおそれのある緊急事態に対し、県が迅速かつ的確に対処するために、鳥取県緊急対応チーム(以下「緊急対応チーム」という。)を開催する。

(対象事案)

第2条 前条に規定する事案は、県民の生命、身体又は財産に相当な被害が生じ、または生じるおそれがある事態であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 所管が不明確なもの
- 二 所管が明確であっても、複数の部局に関連又は波及するもの

(所掌事務)

第3条 緊急対応チームの所掌事務は、次の各号のとおりとする。

- 一 情報の共有化と対応方針に関すること
- 二 対応部局等の役割分担と連携等に関すること
- 三 関係機関との連携に関すること
- 四 広報活動に関すること
- 五 その他、事案対処に関して必要な事項に関すること

(組織)

第4条 緊急対応チームは、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、防災監をもって充てる。
議長に事故がある時は、防災危機管理課長がその職務を代理する。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(開催)

第5条 緊急対応チームは、議長が招集して開催し、これを主宰する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、前条第1項に規定する者以外の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 緊急対応チームの事務局は、防災危機管理課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、緊急対応チームの運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月10日から施行する。

別表（第4条関係）

防災危機管理課長
危機管理担当参事
広報課長
企画振興課長
福祉保健課長
環境政策課長
農政課長
企画防災課長
鳥取県教育委員会事務局教育総務課長
総務課長
その他関係課長
警察本部警備第二課長その他関係課長

鳥取県危機管理対応指針

制定 平成16年 6月 4日
施行 平成16年 6月 4日
修正 平成17年 3月10日
修正 平成17年 4月14日

鳥 取 県

<http://www.pref.tottori.jp/>